

# 消防署活動用無線機仕様書

精華町消防本部

## 消防署活動用無線機仕様書

### 1 目的

本仕様書は、精華町が購入する消防署活動用無線機（以下「署活無線」という。）の納入について必要な事項を定めるものである。

### 2 契約範囲

(1) 本契約は、精華町（以下「発注者」という。）と受注者との間で締結されるもので、本仕様書に掲げる無線機の単体・総合調整までとする。

(2) 受注者は、工場出荷前に試験成績書の写しを提出すること。

(3) 受注者は、署活無線（陸上移動局18局）の新規開局に伴い、必要となる監督官庁に対し、円滑な無線運用を確保するため、通信波数を最大限割当られるよう発注者と共に協議すること。また、申請及び届出並びにそれに必要な手続きについて、迅速かつ確実に処理し、その内容及び進捗状況を発注者へ報告するとともに、許可書等が発行された場合は、その書類を速やかに提出すること。

なお、受注者は、電波法に定める登録検査等事業者（陸上移動局）の資格を有すること。

(4) 受注者は、本契約に関して、次のすべての事項を負担すること。

ア 無線局免許申請等に係る一切の経費（監督官庁への移動経費及び説明経費、印紙代等を含む。）

イ 契約不適合責任における費用

(5) 受注者は本業務で知り得た情報を第三者に提供してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### 3 納入等

(1) 納入時期は、令和9年3月31日（水）までとする。

(2) 納入場所は、当消防本部とする。

(3) 受注者は、納入時、必要に応じて取扱い説明を行うこと。

### 4 仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、無線機の機能上当然具備すべきものについては、契約者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、双方において協議の上解決を図るものとし、一方的な解釈によってはならない。協議の議事録等はその都度1部提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

### 5 必要要件

(1) 実装周波数

署活動用 ※割当数波（トーン信号あり）、17波（トーン信号なし）

防災相互通信用 1波（トーン信号なし）

※ 新規開局に伴い、必要となる監督官庁に対し、円滑な無線運用を確保するため、通信波数を最大限割当られるよう発注者と共に協議すること。

署活無線署活動用、防災相互通信用及びトーン信号の具体的な周波数については、契約後に発注者から受注者に通知する。また、起動時の周波数についても、契約後に指定する。

(2) 数量等

ア 数量 18台

イ 1台当たりの構成品

品名	数量	備考
無線機本体	1式	アンテナ及びバッテリーを除く。
アンテナ	3本	ヘリカルアンテナ
バッテリー	3個	15時間以上
スピーカーマイク	2個	
保護ケース	1式	
ベルトクリップ	1式	金属製とし、無線機本体及びスピーカーマイクに付属すること。
ショルダーベルト	1式	スピーカーマイクのクリップにて取付けできること。
イヤホン	1式	
充電器	1式	

※ 納品時には、無線機本体、アンテナ、バッテリー、スピーカーマイク、保護ケース及びベルトクリップの各1式を組み合わせた状態にし、その他の構成品は別添えとすること。

ウ 機能

(ア) 空中線電力：1W

(イ) 無線機本体にアンテナ、バッテリー及びスピーカーマイクを装着状態で、防塵・防水性能がIP68以上であること。

(ウ) 電源投入時に、発注者が指定する周波数で起動できること。

(エ) 無線機本体及びスピーカーマイクの見やすい場所に、無線局の呼出名称等を表示させること。表示名称については、契約後に発注者が指定する。

(オ) 音声により設定したチャンネル表示名が確認できること。

6 提出書類

(1) 承諾函

(2) 取扱説明書